



県章

滋賀県公報

令和3年(2021年)
3月26日
号外(2)
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に登載するもの)

○ 条 例

- ※滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例(人事課) 4
- ※滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例(人事課) 4
- ※滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例(人事課) 5
- ※滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例(企画調整課) 5
- ※滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例(県民活動生活課) 5
- ※滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例(財政課) 6
- ※滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例(警察本部会計課) 19
- ※滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例(財政課) 19
- ※滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例(道路整備課) 20
- ※滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例(道路保全課) 20
- ※滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例(住宅課) 21
- ※滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例(教職員課) 21
- ※滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(教職員課) 22
- ※滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例(文化芸術振興課) 22
- ※滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例(警務課) 23

公布された条例のあらまし

- 滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例(条例第7号)
 - 1 滋賀県商工観光労働部PFI事業者選定委員会を新たに設置することとし、当該附属機関の担任する事務ならびに委員の数、構成および任期について定めることとしました。(別表関係)
 - 2 滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会の名称を滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会に改めるとともに、担任する事務に都市公園法(昭和31年法律第79号)に定める公園施設の設置等の許可の申請を行うことができる者を公募により選定するための評価の基準の策定および設置等予定者の選定に関する事項について調査審議することを追加することとしました。(別表関係)
 - 3 その他
 - (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- 滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第8号)
 - 1 知事の事務部局の職員、教育委員会の事務部局の職員、病院事業の事務部局の職員および教育機関の職員の定数を増減員することとしました。(第2条関係)
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
- 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例(条例第9号)
 - 1 次に掲げる条例について、夏季における心身の健康の維持および増進等の理由により休暇を願い出たときに特別休暇を与えることができる期間を6月から10月までに拡大することとしました。
 - (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(平成6年滋賀県条例第49号)
 - (2) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第20号)

- (3) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例(昭和33年滋賀県条例第24号)
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例**(条例第10号)
- 1 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うこととしました。(本則関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例**(条例第11号)
- 1 滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人として令和3年6月30日まで指定を受けている特定非営利活動法人しがNPOセンターを、令和8年6月30日まで再度指定することとしました。(本則関係)
- 2 この条例は、令和3年7月1日から施行することとしました。
- 3 この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- **滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例**(条例第12号)
- 1 近代美術館の年間観覧料を新たに設けることとしました。(別表第28関係)
- 2 食品衛生法に基づく事務手数料について、必要な規定の整備を行うこととしました。(別表第34関係)
- 3 建築基準法に基づく事務手数料、都市の低炭素化の促進に関する法律に基づく事務手数料および建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に基づく事務手数料について、床面積の大きさに応じ手数料の区分を細分化することとしました。(別表第43、別表第68および別表第69関係)
- 4 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく事務手数料について、地域連携薬局または専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査の手数料、医薬品、医薬部外品および化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査の手数料等を新たに設けることとしました。(別表第53関係)
- 5 その他
- (1) この条例は、次のアからオまでに掲げる区分に応じ、当該アからオまでに定める日から施行することとしました。
- ア (3)の規定 公布の日
- イ 3および(2)の一部の規定 令和3年4月1日
- ウ 2の規定 令和3年6月1日
- エ 4および(2)の一部の規定 令和3年8月1日
- オ 1および(2)の一部の規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日
- (2) その他必要な規定の整理を行うこととしました。
- (3) この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとしました。
- **滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例**(条例第13号)
- 1 道路交通法(昭和35年法律第105号)第49条第1項のパーキング・チケットの発給の手数料を削除することとしました。(別表第7関係)
- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例**(条例第14号)
- 1 工業技術総合センター使用料のうち、窯業設備使用料の額を改めることとしました。(別表関係)
- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
- 3 その他必要な規定の整備を行うこととしました。
- **滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例**(条例第15号)
- 1 交通事故の防止を図るため必要がある場合に道路に設ける施設として自動運行補助施設を追加することとしました。(第34条関係)
- 2 歩行者利便増進道路の構造の一般的技術的基準を定めることとしました。(第46条関係)
- 3 この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する県道(この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の県道を除く。)について適用することとしました。
- **滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例**(条例第16号)
- 1 道路管理者以外の者が県道に自動運行補助施設を設置しようとする場合の道路占用料の額を定めることとしました。(別表関係)

- 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例** (条例第17号)
 - 1 長浜市の西神団地の所在地を削除することとしました。(別表第2関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例** (条例第18号)
 - 1 市町立学校の県費負担教職員の定数を次表のとおり増減することとしました。(第2条関係)

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和3年度 | 増減 |
|----------------------|---------------|--------|--------|-----|
| 小学校(義務教育学校の前期課程を含む。) | 校長および教員 | 4,838人 | 4,868人 | 30人 |
| | 養護教員 | 236人 | 236人 | 0人 |
| | 栄養教諭および学校栄養職員 | 56人 | 53人 | △3人 |
| | 事務職員 | 262人 | 260人 | △2人 |
| | 計 | 5,392人 | 5,417人 | 25人 |
| 中学校(義務教育学校の後期課程を含む。) | 校長および教員 | 2,741人 | 2,773人 | 32人 |
| | 養護教員 | 106人 | 106人 | 0人 |
| | 栄養教諭および学校栄養職員 | 15人 | 17人 | 2人 |
| | 事務職員 | 122人 | 125人 | 3人 |
| | 計 | 2,984人 | 3,021人 | 37人 |
| 計 | 校長および教員 | 7,579人 | 7,641人 | 62人 |
| | 養護教員 | 342人 | 342人 | 0人 |
| | 栄養教諭および学校栄養職員 | 71人 | 70人 | △1人 |
| | 事務職員 | 384人 | 385人 | 1人 |
| | 合計 | 8,376人 | 8,438人 | 62人 |

- 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
- **滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例** (条例第19号)
 - 1 部活動指導業務に従事した場合に支給する手当額の特例の対象期間を令和8年3月31日まで延長することとした。(付則第2項関係)
 - 2 この条例は、公布の日から施行することとしました。
- **滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例** (条例第20号)
 - 1 題名を滋賀県立美術館条例に改めることとしました。(題名関係)
 - 2 施設の名称を滋賀県立美術館に改めることとしました。(第1条関係)
 - 3 美術館に設置する協議会の名称を滋賀県立美術館協議会に改めることとしました。(第10条関係)
 - 4 その他
 - (1) この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。
 - (2) 関係条例について必要な改正を行うこととしました。
- **滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例** (条例第21号)
 - 1 本県の警察官以外の地方警察職員の定員を増員することとしました。(第1条関係)
 - 2 この条例は、令和3年4月1日から施行することとしました。

条 例

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第7号

滋賀県附属機関設置条例の一部を改正する条例

滋賀県附属機関設置条例(平成25年滋賀県条例第53号)の一部を次のように改正する。

別表第1項の表滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会の項の次に次のように加える。

| | | | | |
|---------------------------------------|---|------|--|---|
| 滋賀県商工 観光労働部 PFI事業 者選定委員 会 | 知事の諮問に応じて商工 観光労働部の所管に属す る特定事業を実施する民 間事業者の選定に関する 事項について調査審議す ること。 | 8人以内 | (1)学識経験を有 する者 (2)その他知事が 適当と認める者 | 当該諮 問に係 る調査 審議が 終了す るまで の期間 |
|---------------------------------------|---|------|--|---|

別表第1項の表滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会の項中「滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会」を「滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会」に改め、「事項」の右に「ならびに都市公園法(昭和31年法律第79号)第5条の2第2項第9号の評価の基準の策定および同法第5条の4第3項の規定による設置等予定者(同法第5条の2第2項第9号に規定する設置等予定者をいう。)の選定に関する事項」を加える。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例の規定中「滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会」を「滋賀県土木交通部指定管理者等選定委員会」に改める。
 - (1) 滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例(昭和39年滋賀県条例第54号)第19条第3項
 - (2) 滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例(昭和34年滋賀県条例第31号)第38条第3項
 - (3) 滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号)第9条の3第3項

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第8号

滋賀県職員定数条例の一部を改正する条例

滋賀県職員定数条例(昭和24年滋賀県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「3,200人」を「3,277人」に改め、同項第5号中「184人」を「185人」に改め、同項第9号の2中「1,163人」を「1,170人」に改め、同項第10号中「3,326人」を「3,255人」に、「570人」を「556人」に、「3,896人」を「3,811人」に改め、同号ア中「2,143人」を「2,088人」に、「368人」を「358人」に、「2,511人」を「2,446人」に改

め、同号ウ中「1,144人」を「1,128人」に、「133人」を「128人」に、「1,277人」を「1,256人」に改め、同号エ中「66人」を「67人」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第9号

滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例等の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「7月から9月まで」を「6月から10月まで」に改める。

- (1) 滋賀県職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（平成6年滋賀県条例第49号）第18条
- (2) 滋賀県公立学校職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第20号）第19条
- (3) 滋賀県地方警察職員の勤務時間、休日および休暇に関する条例（昭和33年滋賀県条例第24号）第18条

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第10号

滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例および滋賀県税条例の一部を改正する条例

次に掲げる条例の規定中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症」に改める。

- (1) 滋賀県新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和2年滋賀県条例第53号）第1条
- (2) 滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）付則第30条第1項

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正す

る条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第11号

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例の一部を改正する条例

滋賀県税条例に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定する条例(平成25年滋賀県条例第75号)の一部を次のように改正する。

表特定非営利活動法人しがNPOセンターの項中「平成28年7月1日から令和3年6月30日まで」を「令和3年7月1日から令和8年6月30日まで」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。
- 2 改正前の表特定非営利活動法人しがNPOセンターの項の規定は、この条例の施行の日前に同項に掲げる特定非営利活動法人に対して寄附金を支出した場合については、なおその効力を有する。

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県条例第12号

滋賀県使用料および手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。

別表第28中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 年間観覧料

| 区 | 分 | 金 | 額 |
|-----------|---|---------|--------|
| 常設展および企画展 | 小学校、中学校、中等教育学校(前期課程に限る。)の児童もしくは生徒またはこれらに準ずる者 | 1人1年につき | 1,200円 |
| | 高等学校、中等教育学校(後期課程に限る。)もしくは大学の生徒もしくは学生またはこれらに準ずる者 | 同 | 1,600 |
| | その他の者 | 同 | 2,400 |

別表第34(3)の項中「第52条第1項」を「第55条第1項」に改め、同項イ中「喫茶店営業」を「調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業」に改め、同項ウ中「菓子製造業」を「食肉販売業」に、「14,700円」を「10,100円」に、「11,600円」を「8,000円」に改め、同項エ中「あん類製造業」を「魚介類販売業」に、「14,700円」を「10,100円」に改め、

円」に、「11,600円」を「8,000円」に改め、同項オ中「アイスクリーム類製造業」を「魚介類競り売り営業」に、「14,700円」を「23,100円」に、「11,600円」を「18,200円」に改め、同項カ中「乳処理業」を「集乳業」に、「23,100円」を「10,100円」に、「18,200円」を「8,000円」に改め、同項キ中「特別牛乳搾取処理業」を「乳処理業」に改め、同項ク中「乳製品製造業」を「特別牛乳搾取処理業」に改め、同項ケ中「集乳業」を「食肉処理業」に、「10,100円」を「23,100円」に、「8,000円」を「18,200円」に改め、同項コ中「乳類販売業」を「食品の放射線照射業」に、「10,100円」を「23,100円」に、「8,000円」を「18,200円」に改め、同項サ中「食肉処理業」を「菓子製造業」に、「23,100円」を「14,700円」に、「18,200円」を「11,600円」に改め、同項シ中「食肉販売業」を「アイスクリーム類製造業」に、「10,100円」を「14,700円」に、「8,000円」を「11,600円」に改め、同項ス中「食肉製品製造業」を「乳製品製造業」に改め、同項セ中「魚介類販売業」を「清涼飲料水製造業」に、「10,100円」を「23,100円」に、「8,000円」を「18,200円」に改め、同項ソ中「魚介類せり売営業」を「食肉製品製造業」に改め、同項タ中「魚肉ねり製品製造業」を「水産製品製造業」に改め、同項チ中「食品の冷凍または冷蔵業」を「冰雪製造業」に改め、同項ツ中「食品の放射線照射業」を「液卵製造業」に改め、同項テ中「清涼飲料水製造業」を「食用油脂製造業」に改め、同項ト中「乳酸菌飲料製造業」を「みそまたはしょうゆ製造業」に、「14,700円」を「16,800円」に、「11,600円」を「13,200円」に改め、同項ナ中「冰雪製造業」を「酒類製造業」に、「23,100円」を「16,800円」に、「18,200円」を「13,200円」に改め、同項ニ中「冰雪販売業」を「豆腐製造業」に改め、同項ヌ中「食用油脂製造業」を「納豆製造業」に、「23,100円」を「14,700円」に、「18,200円」を「11,600円」に改め、同項ネ中「マーガリンまたはショートニング製造業」を「麺類製造業」に、「23,100円」を「14,700円」に、「18,200円」を「11,600円」に改め、同項ノ中「みそ製造業」を「そうざい製造業」に、「16,800円」を「23,100円」に、「13,200円」を「18,200円」に改め、同項ハ中「醬油製造業」を「複合型そうざい製造業」に、「16,800円」を「27,100円」に、「13,200円」を「23,500円」に改め、同項ヒ中「ソース類製造業」を「冷凍食品製造業」に、「16,800円」を「23,100円」に、「13,200円」を「18,200円」に改め、同項フ中「酒類製造業」を「複合型冷凍食品製造業」に、「16,800円」を「27,100円」に、「13,200円」を「23,500円」に改め、同項ヘ中「豆腐製造業」を「漬物製造業」に改め、同項ホ中「納豆製造業」を「密封包装食品製造業」に、「14,700円」を「23,100円」に、「11,600円」を「18,200円」に改め、同項マ中「めん類製造業」を「食品の小分け業」に改め、同項ミ中「そうざい製造業」を「添加物製造業」に改め、同項ムおよびメを削る。

別表第43(2)の項イを次のように改める。

イ 当該申請または通知に係る建築物が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)第12条第8項(同法第25条第1項もしくは第35条第8項(同法第36条第2項において準用する場合を含む。))または都市の低炭素化の促進に関する法律(平成24年法律第84号)第10条第9項もしくは第54条第8項の規定により適用される場合を含む。(3)の項イにおいて同じ。)の規定に基づく法第6条第1項もしくは第6条の2第1項または建築物のエネルギー消費性

アに掲げる床面積の合計の区分に応じて定める金額に、次の(ア)から(ク)までに掲げる当該申請または通知に係る建築物の非住宅部分の床面積の合計の区分に応じ、それぞれ当該(ア)から(ク)までに定める金額を加算した

能の向上に関する法律第13条第9項の規定に基づく法第18条第3項の確認済証の交付を受けた建築物である場合

- 金額
- (ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 9,200円
 - (イ) 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの 16,000円
 - (ウ) 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 26,000円
 - (エ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 79,000円
 - (オ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 124,000円
 - (カ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 157,000円
 - (キ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの 196,000円
 - (ク) 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの 275,000円

別表第53(2)の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---------|
| (2)の2 法第6条の2第1項の規定に基づく地域連携薬局の認定の申請に対する審査の手数料 | 10,500円 |
| (2)の3 法第6条の2第4項の規定に基づく地域連携薬局の認定の更新の申請に対する審査の手数料 | 10,500円 |
| (2)の4 法第6条の3第1項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の申請に対する審査の手数料 | 10,500円 |
| (2)の5 法第6条の3第5項の規定に基づく専門医療機関連携薬局の認定の更新の申請に対する審査の手数料 | 10,500円 |

別表第53(10)の項中「第39条第4項」を「第39条第6項」に改め、同表(10)の3の項中「第40

条の5第4項」を「第40条の5第6項」に改め、同表(10)の4の項中「第1条の5第1項」を「第2条の3第1項」に改め、同表(10)の5の項中「第1条の6第1項」を「第2条の4第1項」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|---|--------|
| (10)の6 政令第2条の8第1項の規定に基づく地域連携薬局または専門医療機関連携薬局の認定証の書換え交付の手数料 | 2,100円 |
| (10)の7 政令第2条の9第1項の規定に基づく地域連携薬局または専門医療機関連携薬局の認定証の再交付の手数料 | 3,000円 |

別表第53(14)の2の項の次に次のように加える。

| | |
|--|--------|
| (14)の2の2 政令第16条の4第4項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程のうち保管(法第13条の2の2第1項に規定する保管をいう。(19)の項を除き、以下この表において同じ。)のみを行う製造所に係る登録証の書換え交付の手数料 | 2,100円 |
| (14)の2の3 政令第16条の5第5項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程のうち保管のみを行う製造所に係る登録証の再交付の手数料 | 3,000円 |
| (14)の2の4 政令第26条の6第6項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程に係る基準確認証の書換え交付の手数料 | 2,100円 |
| (14)の2の5 政令第26条の7第7項の規定により読み替えて適用される同条第2項の規定に基づく医薬品、医薬部外品または化粧品の製造工程に係る基準確認証の再交付の手数料 | 3,000円 |

別表第53(19)の項ア中「第26条第1項第3号」を「第25条第1項第3号」に改め、同項イ中「第26条第1項第1号」を「第25条第1項第1号」に改め、同項オ中「第26条第2項第1号」を「第25条第2項第1号」に改め、同表(21)の項中「第13条第6項」を「第13条第8項」に改め、同項の次に次のように加える。

| | |
|--|---------|
| (21)の2 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う製造所に係る登録の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 医薬品の製造所に係る登録である場合 | 38,000円 |
| イ 医薬部外品の製造所に係る登録である場合 | 26,800円 |
| ウ 化粧品の製造所に係る登録である場合 | 26,800円 |
| (21)の3 政令第80条第2項第3号の規定に基づく法第13条の2の2第1項に規定する保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請に対する審査の手数料 | |
| ア 医薬品の製造所に係る登録の更新である場合 | 20,300円 |
| イ 医薬部外品の製造所に係る登録の更新である場合 | 20,300円 |

| | |
|------------------------|---------|
| ウ 化粧品の製造所に係る登録の更新である場合 | 20,300円 |
|------------------------|---------|

別表第53(23)の項中「第14条第13項」を「第14条第15項」に改め、同表(24)の項中「同条第13項」を「同条第15項」に改め、同項ア(ア)および(イ)中「(ウ)」の右に「または(ウ)」を加え、同項ア(ウ)中「者」の右に「(ウ)に規定する者を除く。以下この表において同じ。)」を加え、同項ア(ウ)中「者」の右に「(ウ)に規定する者を除く。以下この表において同じ。)」を加え、同項ア(ウ)を同項ア(キ)とし、同項ア(ウ)中「(ウ)」を「(キ)または(ウ)」に改め、同項ア(ウ)を同項ア(ウ)とし、同項ア(ウ)中「(ウ)」を「(キ)または(ウ)」に改め、同項ア(ウ)を同項ア(ウ)とし、同項ア(ウ)の次に次のように加える。

| | |
|--|---------|
| (ウ) 医薬品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。 | 13,400円 |
|--|---------|

別表第53(24)の項アに次のように加える。

| | |
|--|---------|
| (ウ) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。 | 13,400円 |
|--|---------|

別表第53(24)の項イを次のように改める。

| | |
|--|---------|
| イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合 | |
| (ア) 無菌医薬品または一般医薬品の試験検査に係る調査であるとき。 | 13,400円 |
| (イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であるとき。 | 13,400円 |

別表第53(25)の項ア(ア)および(イ)中「(ウ)」の右に「または(ウ)」を加え、同項ア(ウ)を同項ア(キ)とし、同項ア(ウ)中「(ウ)」を「(キ)または(ウ)」に改め、同項ア(ウ)を同項ア(ウ)とし、同項ア(ウ)中「(ウ)」を「(キ)または(ウ)」に改め、同項ア(ウ)を同項ア(ウ)とし、同項ア(ウ)の次に次のように加える。

| | |
|--|-----------------------------------|
| (ウ) 医薬品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。 | 39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 |
|--|-----------------------------------|

別表第53(25)の項アに次のように加える。

| | |
|--|-----------------------------------|
| (ウ) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。 | 39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額との合計額 |
|--|-----------------------------------|

別表第53(25)の項イを次のように改める。

| | |
|--|----------------------------|
| イ 製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係る調査である場合 | |
| (ア) 無菌医薬品または一般医薬品の試験検査に係る調査であるとき。 | 39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た |

(イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であるとき。

金額との合計額
39,300円と300円に調査
する品目数を乗じて得た
金額との合計額

別表第53中(25)の2の項を(25)の2の3の項とし、(25)の項の次に次のように加える。

(25)の2 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条の2第1項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る確認(以下この項において「確認」という。)の手数料

ア 確認に係る製造工程が無菌医薬品の製造工程である場合(ウに掲げる場合を除く。)

(ア) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第八項に規定する医薬品又は医薬部外品の製造工程の区分を定める省令(令和3年厚生労働省令第17号。以下この表において「製造工程区分省令」という。)第2条第3号イに掲げる区分であるとき。

(イ) 製造工程区分省令第2条第3号ロに掲げる区分であるとき。

(ウ) 製造工程区分省令第2条第3号ハに掲げる区分であるとき。

イ 確認に係る製造工程が一般医薬品の製造工程である場合(ウに掲げる場合を除く。)

(ア) 製造工程区分省令第2条第4号イに掲げる区分であるとき。

(イ) 製造工程区分省令第2条第4号ロに掲げる区分であるとき。

(ウ) 製造工程区分省令第2条第4号ハに掲げる区分であるとき。

(ニ) 製造工程区分省令第2条第4号ニに掲げる区分であるとき。

104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額

| | |
|--|---|
| (オ) 製造工程区分省令第2条第4号ホに掲げる区分であるとき。 | 合計額 73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額 |
| (カ) 製造工程区分省令第2条第4号ヘに掲げる区分であるとき。 | 73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額 |
| ウ 確認に係る製造工程が無菌医薬品または一般医薬品の製造工程である場合 | |
| (ア) 製造工程区分省令第2条第5号に掲げる区分であるとき。 | 39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額 |
| (イ) 製造工程区分省令第2条第6号に掲げる区分であるとき。 | 39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額 |
| エ 確認に係る製造工程が無菌医薬部外品の製造工程である場合(カに掲げる場合を除く。) | |
| (ア) 製造工程区分省令第2条第3号イに掲げる区分であるとき。 | 104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額 |
| (イ) 製造工程区分省令第2条第3号ロに掲げる区分であるとき。 | 104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額 |
| (ウ) 製造工程区分省令第2条第3号ハに掲げる区分であるとき。 | 104,100円と2,100円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額 |
| オ 確認に係る製造工程が一般医薬部外品の製造工程である場合(カに掲げる場合を除く。) | |
| (ア) 製造工程区分省令第2条第4号イに掲げる区分であるとき。 | 73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額 |
| (イ) 製造工程区分省令第2条第4号ロに掲げる区分で | 73,000円と1,000円に調 |

| | |
|---|---|
| <p>あるとき。</p> <p>(ウ) 製造工程区分省令第2条第4号ハに掲げる区分であるとき。</p> <p>(エ) 製造工程区分省令第2条第4号ニに掲げる区分であるとき。</p> <p>(オ) 製造工程区分省令第2条第4号ホに掲げる区分であるとき。</p> <p>(カ) 製造工程区分省令第2条第4号ヘに掲げる区分であるとき。</p> <p>カ 確認に係る製造工程が無菌医薬部外品または一般医薬部外品の製造工程である場合</p> <p>(ア) 製造工程区分省令第2条第5号に掲げる区分であるとき。</p> <p>(イ) 製造工程区分省令第2条第6号に掲げる区分であるとき。</p> | <p>査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p> <p>73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p> <p>73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p> <p>73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p> <p>73,000円と1,000円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p> <p>39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p> <p>39,300円と300円に調査する品目数を乗じて得た金額と10,000円に調査する品目の製造販売業者数を乗じて得た金額との合計額</p> |
| <p>(25) の2の2 政令第80条第2項第7号の規定に基づく法第14条の7の2第3項に規定する製造管理または品質管理の方法に係る確認(以下この項において「確認」という。)の手数料</p> <p>ア 確認に係る調査が製造所において行う製造管理または品質管理に係るものである場合</p> <p>(ア) 無菌医薬品に係る調査であるとき(ウ)または(エ)に掲げるときを除く。)</p> <p>(イ) 一般医薬品に係る調査であるとき(ウ)または(エ)に掲げるときを除く。)</p> <p>(ウ) 医薬品包装等製造業を行う者の当該製造工程の無</p> | <p>48,800円</p> <p>28,800円</p> <p>13,400円</p> |

| | |
|--|---------|
| 菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。 | |
| (ニ) 医薬品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬品または一般医薬品に係る調査であるとき。 | 13,400円 |
| (オ) 無菌医薬部外品に係る調査であるとき（(キ)または(ク)に掲げるときを除く。）。 | 48,800円 |
| (カ) 一般医薬部外品に係る調査であるとき（(キ)または(ク)に掲げるときを除く。）。 | 28,800円 |
| (キ) 医薬部外品包装等製造業を行う者の当該製造工程の医薬部外品に係る調査であるとき。 | 13,400円 |
| (ク) 医薬部外品の製造所に係る法第13条の2の2第1項の登録を受けた者の当該製造工程の無菌医薬部外品または一般医薬部外品に係る調査であるとき。 | 13,400円 |
| イ 確認に係る調査が製造所以外の施設において行う無菌医薬品、一般医薬品または医薬部外品の試験検査に係るものである場合 | |
| (ア) 無菌医薬品または一般医薬品の試験検査に係る調査であるとき。 | 13,400円 |
| (イ) 医薬部外品の試験検査に係る調査であるとき。 | 13,400円 |

別表第53(28)の項中「第40条の2第5項」を「第40条の2第7項」に改める。

別表第68(2)の項アを次のように改める。

| | |
|--|--|
| ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 | |
| (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの | |
| a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 237,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円） |
| b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 292,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、20,000円） |
| c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 375,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円） |
| d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 529,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円） |
| e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 648,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、129,000円） |
| f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 763,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000円） |
| g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 868,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、201,000円） |
| h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの | 1,079,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、279,000円） |
| (イ) モデル建物法の評価によるもの | |
| a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 93,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、14,000円） |
| b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平 | 116,000円（評価書面の |

| | |
|--|--|
| 方メートル未満のもの | 添付がなされたものにあつては、20,000円) |
| c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 151,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、31,000円) |
| d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 239,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、83,000円) |
| e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 310,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、129,000円) |
| f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 371,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、162,000円) |
| g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 434,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、201,000円) |
| h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの | 559,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、279,000円) |

別表第69(1)の項を次のように改める。

| | |
|--|------------|
| (1) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(以下この表において「法」という。)第12条第1項または第13条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る審査の手数料 | |
| ア 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途以外の用途に供するものである場合 | |
| ア) (イ)に掲げるもの以外のもの | |
| a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 235,000円 |
| b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 290,000円 |
| c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 373,000円 |
| d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 527,000円 |
| e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 646,000円 |
| f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 761,000円 |
| g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 866,000円 |
| h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの | 1,077,000円 |
| (イ) モデル建物法の評価によるもの | |
| a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 91,000円 |
| b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 114,000円 |
| c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 149,000円 |
| d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 237,000円 |
| e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 308,000円 |

| | |
|---|----------|
| f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 369,000円 |
| g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 432,000円 |
| h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの | 557,000円 |
| イ 建築物エネルギー消費性能適合性判定を受けようとする建築物の全部が工場等の用途に供するものである場合 | |
| (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの | |
| a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 25,000円 |
| b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 33,000円 |
| c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 45,000円 |
| d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 103,000円 |
| e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 150,000円 |
| f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 185,000円 |
| g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 228,000円 |
| h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの | 315,000円 |
| (イ) モデル建物法の評価によるもの | |
| a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 21,000円 |
| b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 28,000円 |
| c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 40,000円 |
| d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 96,000円 |
| e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 143,000円 |
| f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 177,000円 |
| g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 219,000円 |
| h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの | 303,000円 |

別表第69(2)の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同項アを次のように改める。

| | |
|--|---------------------------------------|
| ア 法第34条第3項に規定する申請建築物（以下この表において「申請建築物」という。）または同項に規定する他の建築物（以下この表において「他の建築物」という。）の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合 | |
| (ア) (イ)に掲げるもの以外のもの | |
| a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 235,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円） |
| b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 290,000円（評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円） |
| c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000 | 373,000円（評価書面の |

| | |
|--|--|
| 平方メートル未満のもの | 添付がなされたものにあつては、29,000円) |
| d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 527,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円) |
| e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 646,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円) |
| f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 761,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円) |
| g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 866,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円) |
| h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの | 1,077,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円) |
| (イ) モデル建物法の評価によるもの | |
| a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 91,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円) |
| b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 114,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円) |
| c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 149,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円) |
| d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 237,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円) |
| e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 308,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円) |
| f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 369,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円) |
| g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 432,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円) |
| h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの | 557,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円) |

別表第69(3)の項中「第29条第1項」を「第34条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に改め、同表(4)の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第29条第2項第3号」を「第34条第2項第3号」に改め、同表(5)の項中「第31条第1項」を「第36条第1項」に、「第30条第2項」を「第35条第2項」に、「第31条第2項」を「第36条第2項」に改め、同表(6)の項中「第36条第1項」を「第41条第1項」に改め、同項アを次のように改める。

- ア 認定を受けようとする建築物の全部が住宅の用途以外の用途に供するものである場合
- ㍻ (イ)に掲げるもの以外のもの

| | |
|--|--|
| a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 235,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円) |
| b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 290,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円) |
| c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 373,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円) |
| d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 527,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円) |
| e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 646,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円) |
| f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 761,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円) |
| g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 866,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円) |
| h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの | 1,077,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円) |
| (イ) モデル建物法の評価によるもの | |
| a 床面積の合計が300平方メートル未満のもの | 91,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、12,000円) |
| b 床面積の合計が300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの | 114,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、18,000円) |
| c 床面積の合計が1,000平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの | 149,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、29,000円) |
| d 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの | 237,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、81,000円) |
| e 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの | 308,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、127,000円) |
| f 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの | 369,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、160,000円) |
| g 床面積の合計が25,000平方メートル以上50,000平方メートル未満のもの | 432,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、199,000円) |
| h 床面積の合計が50,000平方メートル以上のもの | 557,000円(評価書面の添付がなされたものにあつては、277,000円) |

付 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 次項の規定 公布の日

(2) 別表第43、別表第68および別表第69の改正規定 令和3年4月1日

- (3) 別表第34の改正規定 令和3年6月1日
- (4) 別表第53の改正規定 令和3年8月1日
- (5) 別表第28の改正規定 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日

2 前項第4号に掲げる規定の施行の日前に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第63号）附則第12条第7項、第9項または第11項の規定に基づき、同法第2条の規定による改正後の医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第6条の2第1項もしくは第6条の3第1項の認定、第13条の2の2第1項の登録または第14条の2第1項もしくは第14条の7の2第3項の確認の申請がなされた場合においては、改正後の別表第53の規定の例により、手数料を徴収する。

 滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第13号

滋賀県警察関係事務手数料条例の一部を改正する条例

滋賀県警察関係事務手数料条例（平成12年滋賀県条例第32号）の一部を次のように改正する。
 別表第7第2項の表(1)の項を削り、同表(2)の項中「法」を「道路交通法（以下この表において「法」という。）」に改め、同項を同表(1)の項とし、同表中(3)の項を(2)の項とし、(4)の項から(13)の項までを1項ずつ繰り上げる。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

 滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第14号

滋賀県行政財産使用料条例の一部を改正する条例

滋賀県行政財産使用料条例（昭和39年滋賀県条例第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4項第3号中 「

| | |
|---|------------|
| 同 | 290 700 |
|---|------------|

 」 を 「

| | |
|---|--------------|
| 同 | 290 4,170 |
|---|--------------|

 」 に改め、同号

中注1から注3までを削り、注4を注1とし、注2および注3として次のように加える。

- 2 県外居住者の使用料は、この表に定める額の2倍に相当する額とする。
- 3 この表以外に特別に要する費用については、その実費を徴収する。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第15号

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第68号）の一部を次のように改正する。

第34条中「横断歩道橋等」の右に「、自動運行補助施設」を加える。

本則に次の1条を加える。

（歩行者利便増進道路）

第46条 歩行者利便増進道路に設けられる歩道もしくは自転車歩行者道または歩行者利便増進道路である自転車歩行者専用道路もしくは歩行者専用道路には、歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

2 前項に規定する部分には、歩行者利便増進施設等の適正かつ計画的な設置を誘導する必要があるときは、歩行者利便増進施設等を設置する場所を確保するものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該場所に街灯、ベンチその他の歩行者の利便の増進に資する工作物、物件または施設を設けるものとする。

3 歩行者利便増進道路（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第10条第1項に規定する新設特定道路を除く。）は、同項に規定する道路移動等円滑化基準に適合する構造とするものとする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する県道（この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の県道を除く。）について適用する。

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第16号

滋賀県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例

滋賀県道路占用料徴収条例（昭和44年滋賀県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表法第32条第1項第2号に掲げる物件の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | |
|--|--------------------------|----------|------------|---|---|---|---|
| | 法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による | 地下に設けるもの | 長さ1メートルにつき | 4 | 3 | 2 | 2 |
|--|--------------------------|----------|------------|---|---|---|---|

| | | | | | | | | |
|-------------------------------|----------------------|--|------------------------------|-------------|-------|-----|-----|-----|
| 法第32条 第1項第 3号に掲 げる施設 | 自動運 行補 助施 設 | 検知の対 象として 設置する 導線その 他の線類 | その 他の もの | 1年 | 13 | 9 | 8 | 7 |
| | | 道路の構造また は交通の状況を 表示する標示柱 その他の柱類 | | 1本につき 1年 | 1,000 | 730 | 610 | 540 |
| | その他の もの | 上空 に設 ける もの 地下 に設 ける もの | 占用面積1 平方メート ルにつき1 年 | 650 | 460 | 380 | 340 | |
| | | | | 390 | 270 | 230 | 200 | |
| | その他のもの | | | 1,300 | 910 | 760 | 680 | |

別表法第32条第1項第3号および第4号に掲げる施設の項中「第32条第1項第3号および第4号」を「第32条第1項第4号」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第17号

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例（昭和34年滋賀県条例第31号）の一部を次のように改正する。

別表第2中 「長浜市殿町
長浜市木之本町木之本」 を「長浜市殿町」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第18号

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県市町立学校の県費負担教職員の定数に関する条例（昭和32年滋賀県条例第16号）の一部

を次のように改正する。

第2条第1項の表校長および教員の項中「4,838人」を「4,868人」に、「2,741人」を「2,773人」に改め、同表栄養教諭および学校栄養職員の項中「56人」を「53人」に、「15人」を「17人」に改め、同表事務職員の項中「262人」を「260人」に、「122人」を「125人」に改め、同表計の項中「5,392人」を「5,417人」に、「2,984人」を「3,021人」に改め、同表合計の項中「8,376人」を「8,438人」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第19号

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県学校職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年滋賀県条例第48号）の一部を次のように改正する。

付則第2項中「平成37年3月31日」を「令和8年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第20号

滋賀県立近代美術館条例の一部を改正する条例

滋賀県立近代美術館条例（昭和59年滋賀県条例第20号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

滋賀県立美術館条例

第1条中「滋賀県立近代美術館」を「滋賀県立美術館」に改める。

第10条（見出しを含む。）中「滋賀県立近代美術館協議会」を「滋賀県立美術館協議会」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 次に掲げる条例の規定中「滋賀県立近代美術館」を「滋賀県立美術館」に改める。
 - (1) 滋賀県教育委員会の職務権限に属する事務の管理および執行の特例に関する条例（平成28年滋賀県条例第16号）第2号
 - (2) 滋賀県公文書等の管理に関する条例（平成31年滋賀県条例第4号）第2条第2項第3号

- (3) 滋賀県情報公開条例(平成12年滋賀県条例第113号)第2条第2項第3号および第18条第2項
- (4) 滋賀県個人情報保護条例(平成7年滋賀県条例第8号)第50条第3項
- (5) 滋賀県文化振興基金条例(平成23年滋賀県条例第10号)第6条第2項
- 3 滋賀県使用料および手数料条例(昭和24年滋賀県条例第18号)の一部を次のように改正する。
第2条第1項第74号および別表第28中「近代美術館観覧料」を「美術館観覧料」に改める。

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年3月26日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県条例第21号

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例の一部を改正する条例

滋賀県地方警察職員の定員に関する条例(昭和29年滋賀県条例第35号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表警察官以外の警察職員の項中「300人」を「303人」に改め、同表合計の項中「2,582人」を「2,585人」に改める。

付 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

